

新興感染症の自宅療養者の体調悪化時に適切に医療をつなげることができる健康観察体制を構築する目的に、関係者と意見交換会を実施しました。



令和7年度 新興感染症に備えた自宅療養者の健康観察実施体制の構築に向けた意見交換会について

令和7年10月22日（水）開催
in西彼保健所

- 感染症の改正により、新興感染症患者の外出自粛対象者の健康観察について第二種協定指定医療機関（ ）、その他医療機関、地域の医師会等、民間事業者に委託することができるようになりました。
第二種協定指定医療機関：発熱外来、宿泊・自宅療養者等の外出医療・在宅医療を担当する内容の通知を受けた医療機関または協定を締結した医療機関であって、外出自粛対象者の医療を担当するものとして都道府県知事から指定されたもの
- 本県の感染症予防計画においては、医療機関等への委託等を活用し、健康観察体制を確保することとしており、対象者の重症化リスクに応じた、効率・効果的な実施体制を検討することとしています。
- 今回、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症の自宅療養者の体調悪化時等に適切に医療につなげることができるよう、関係機関（西彼村医師会、長崎市薬剤師会、長崎県訪問看護ステーション連絡協議会、市町）の参加を得て、机上シミュレーションを実施し、健康観察の実施体制（案）の課題抽出と対応策を検討しました。

療養者の情報が少ない中で
の相談は難しい。
情報習得の効率化が必要

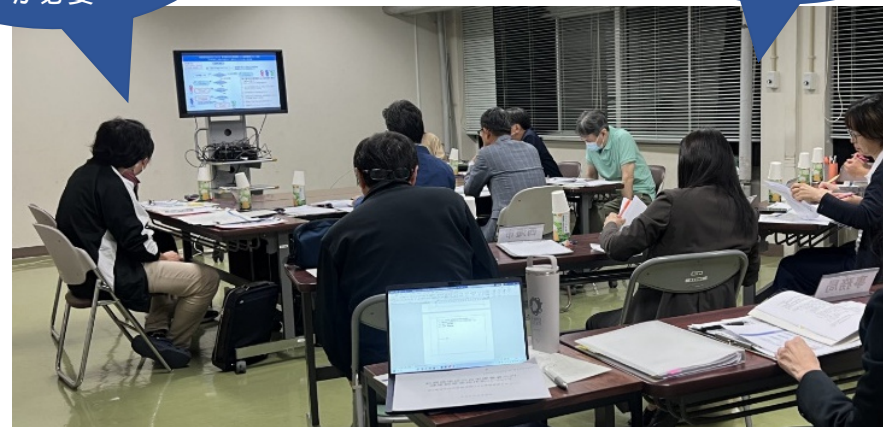
健康観察者に負担がかからないような工夫が必要（案：担当者の輪番制、患者がシステムに入力する時間の設定）

夜間帯・休日の対応はどうなる？
休みなく対応するのは負担が大きい。

自宅療養者に連絡が取れない場合はどうする？
ルール決め（対応方法）が必要

重症化した場合の対応方法（搬送先の病院探し、搬送等）が一番負担である。

市町はどのような役割がある？



今後、意見交換会で抽出した課題に対する対応策を各関係機関と協議していく予定です